嘉禄元年における藤原三寅の御所移転とその位置について

玉林 美男(文化財課遺跡発掘調査研究員)

1. はじめに

宇津宮辻子幕府の位置については大倉幕府と異なり、その位置が地誌等に記載がなく、『吾妻鏡』嘉禄元年(1225) 十月三日・四日・十三日・二十日・二十七日・二十七日・二十九日・三十日・十一月七日・八日・十 五日・十七日・二十日・二十二日・十二月二日・五日・八日・九日・十七日・十八日・二十日各条に御所の移転 発議から新御所への移徒まで関連のした条文が載せられている。これを現地に当てはめてその位置を示したのが 『鎌倉市史 総説編』である。宇津宮辻子幕府への移転はこれらの記事を一連の経過として読み込む必要があり、 それを踏まえての『鎌倉市史 総説編』 ^{誰1} の記事であった。ここでは若宮大路の東側に面して、北条泰時邸の南側、復元した宇津宮辻子の北側・小町大路の西側に面して宇津宮辻子幕府の位置を推定している。それ以前は若宮大路に面した東側に、鶴岡八幡宮と宝戒寺前に至る東西道路横大路を挟んで若宮大路幕府跡、その南側に宇津宮辻子幕府跡とされ、現在でも青年団の顕彰碑が建っている。

『鎌倉市史 総説編』でその推定がなされた後、『鎌倉市史 近世通史編』 註2でその指摘の重要性を示唆し、筆者高柳光寿氏の『吾妻鏡』十一月二十日条の理解、伊賀朝行邸寝所から新御所敷地北東隅までの距離、東西二百五十六丈五尺、南北六十一丈を新御所の大きさとし東西五十六丈五尺、南北六十一丈とした事の間違いである事を正す見解が述べられているにもかかわらず、主に松尾剛次氏と秋山哲雄氏が『鎌倉市史 総説編』のこの矛盾を指摘し、宇津宮辻子幕府の位置を考察している註3。またこれを受けて馬淵和雄氏が緒論を述べている註4が、いずれも『吾妻鏡』の該当記事を一連の記事として、またその後に記された『鎌倉市史 近世通史編』も読んでおらず、戦前の状況に戻ってしまった観があり、賛意を表し難いものである。これらの議論の混乱は学史をきちんと遡らなかった為に重要な考察を見落としたこと、また『鎌倉市史 総説編』で提唱された若宮大路子午線説を無批判に受け入れたことにある。

宇津宮辻子幕府築地北東隅の位置は『吾妻鏡』に起点となった伊賀四郎左衛門尉朝行の大御堂前の家からの方位と距離が示されている。筆者は若宮大路子午線説が誤りであることを示した^{註 5}が、この見解と近年の発掘調査の成果をもとに、宇津宮辻子幕府北西隅と伊賀四郎左衛門尉朝行邸の位置を考察し、併せて宇津宮辻子幕府と若宮大路幕府との位置関係及び伊賀四郎左衛門尉朝行邸の歴史的意義とを考えてみたい。なお、『吾妻鏡』の訳は新人物往来社刊『全譯 吾妻鏡』(1977年)によった。

註1 高柳光寿『鎌倉市史 総説編』吉川弘文館 1959年10月

部調查研究紀要』第2号 鎌倉市教育委員会 2020年3月

- 註 2 「第二章 古代・中世の鎌倉 第二節 鎌倉幕府の変遷」『鎌倉市史近世通史編』鎌倉市史編さん委員会編 吉川弘文館 1990 年 3 月
- 註3 松尾剛次「武家の『首都』鎌倉の成立」『都と鄙の中世史』石井進編 1992 年3 月 所収 松尾剛次「宇都宮辻子御所考 —都市鎌倉論補考—」『山形大学史学論集』第十二号 1992 年2 月 秋山哲雄「御所と北条氏亭」『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書12』平成7年度発掘調査報告書(第2冊) 鎌倉市教育委員会 1995年3月 所収
- 秋山哲雄「第二節北条氏亭と御所」『北条氏権力と都市鎌倉』 吉川弘文館 2006 年 12 月
- 註4 馬淵和雄「嘉禄元年と嘉禎二年の御所移転について」『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書26 平成21 年度発掘調査報告(第 1分冊) 「北条小町邸跡」』所収 2010年3月
- 註 5 玉林美男「鎌倉における『吾妻鏡』に記された陰陽師等の方位表記とその位置について(1)」『鎌倉市教育委員会文化財 部調査研究紀要』創刊号 鎌倉市教育委員会 2019年3月 玉林美男「鎌倉における『吾妻鏡』に記された陰陽師等の方位表記とその位置について(2)」『鎌倉市教育委員会文化財

2. 研究略史

鎌倉時代に、鎌倉に居住した鎌倉幕府の首長である将軍が所有し年間の多くの期間居住した御所は、大倉幕府・ 宇津宮辻子幕府・若宮大路幕府の 3 か所とされている^{註1}。そのうち大倉幕府については地誌などにその位置が示 されているものの、それ以外の宇津宮辻子幕府・若宮大路幕府については具体的な伝承地は地誌に記載されてい ない。すなわち、貞享二年(1685)刊行の『新編鎌倉志』には記載がなく、天保元年(1830)に着手され 11 年後に脱 稿した『新編相模国風土記稿』では、「○幕府蹟 宇都宮辻にありと云今其地詳ならず、小名の條に辯す、始め 大倉に在しを、嘉禄元年この地に遷され、嘉禎二年に及て再び若宮大路に遷さる、其間凡そ十二年今其中間の事 歴を採録して此に出す、」と記し「今其地詳ならず」として事歴を述べている。また「小名 塔辻」の後半に「按 ずるに【吾妻鏡】に此邊の地名に宇津宮辻あり、今其遺構を聞ず、(中略)是等に據て今の地形を推考するに、 小町大路中十字をなせる所其地なるべし、又按ずるに正嘉元年十一月若宮大路火災の時、宇都宮下野守泰綱が宅 災に罹りし事あり、若宮大路は此所の接地なれば宇都宮氏の邸宅ありし故此地名起りしならん、嘉禄元年幕府を 爰に移されし事は幕府蹟の條に載、幷見るべし」とある。文政十二年(1829)に完成した『鎌倉攬勝考』では「将 軍家六代御所跡並執権北条氏第跡附代々大概」と項を挙げているが、具体的な場所の記載はない。明治5年(1872) 頃から調査が開始され、各府県から所属郡内の村に詳細な報告書の提出が求められ、同17年(1884)に編纂が打ち 切られた『皇国地誌』残稿の内、『神奈川県皇国地誌 相模国鎌倉郡村誌』の「小町村 旧跡」には「北条氏第 址及藤原頼経以後将軍之居館跡」として「寅ノ方宝戒寺境内ナリ此地旧大倉郷ノ内ニアリ北条義時已後高時マテ ノ第宅ニテ頼経以後ノ将軍モ北条ノ邸内ニ居館スト云フ猶宝戒寺ノ条下ト照シ見ル可シ 鎌倉志云東鑑ニ江間義 時大倉亭トアリ或ハ義時ノ亭小町ノ上トアリ共ニ此地ノ事ナリ時政ハ後ニ名越ノ亭ニ居セラレタリ其後代々ノ執 権相模入道ニ至ルマテ爰ニ居ス大平記ニ去程ニ余煙四方ヨリ吹懸テ相模入道殿ノ屋形近ク火懸リケル今朝マテハ 奇麗ナル大厦高牆ノ構へ忽二灰燼ト成アルハ此地ノ事也東鑑ヲ見レハ頼経以後ノ代々ノ将軍モ此屋敷ニ執権トー 所二居宅ト見へタリ」 註2とあり、北条執権亭と将軍御所が同一郭内で、宝戒寺の地であるとの報告であった。

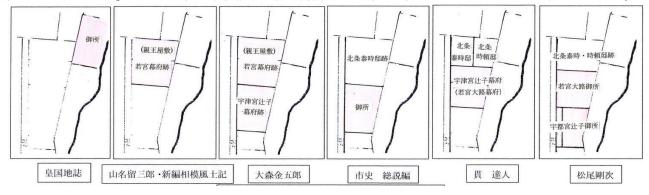


図1 嘉禎二年御所移転以降の御所所在地の考え方の変遷 (玉林作成)

この様に鎌倉時代約百五十年の歴史の内、百年余りに亘り主たる将軍御所に伝承地が存在しない、あるいは『吾妻鏡』の記事と矛盾した見解が存在したことは、鎌倉の伝承地そのものについて重要な検討課題としなければならないが、このように地誌に伝承地がなかった、あるいは記録と異なる見解が示されていた宇津宮辻子幕府と若宮大路幕府の位置について、最初に推定地を示したのは山名留三郎氏である。(以下図 1 参照)早くも明治 27 年 (1894) に刊行された『鎌倉舊蹟地誌』に「○若宮大路幕府蹟」の項をあげ、「鎌倉志二今其所ヲ知ラス寶戒寺ノ邊ナラント云ハ誤リナリ 親王屋敷ト唱フ分内一町許平田ヲ闢ケリ東ハ小町大路ヲ隔テ寶戒寺ニ對ス嘉禎二年八月将軍頼經宇津宮辻ノ幕府ヲ此地ニ移シ守邦親王ニ至ルマテ六世相繼テ此ニ居住アリ(以下略)」 註3と述べ、宇津宮辻子幕府と若宮大路幕府を同一区画ととらえる考えを示していた。

これに異を唱えたのが大森金五郎氏で、宇津宮稲荷の祠を発見し、その北側を宇津宮辻子幕府跡と考え、若宮 大路幕府はその北側の一画、親王屋敷の地とし、ここに幕府三カ所説が成立した^{註4}。鎌倉青年団の碑はこれに依 っている。一方、昭和天皇即位の大典事業として相武史料刊行會によって昭和 5 年(1930)に刊行された『新編相 模風土記』は『新編相模国風土記稿』に「天保以降の史料を整へ、新たに稿を起し」^{註5}たもので、「若宮大路幕 府跡」の項を掲げ「土俗親王屋鋪と唱ふ。豊石町^{古の若宮大路なり}。民屋の脊にあり。今見る所、分内方一町許平田を 闢けり。東は小町大路を隔て寶戒寺^{寺域は。執権北条氏の亭蹟なり。}に對せり。嘉禎二年、將軍賴經、宇津宮辻の幕府を此 地に移されしより守邦親王に至る迄六世相繼で爰に居住あり。按ずるに鎌倉志に今其所を知らず。寶戒寺所在の邊ならんと云ふは誤也。」 ^{誰6}としており、宇津宮辻子幕府と若宮大路幕府を同一の地として記述している。神奈川県の歴史・考古学者であ った石野瑛氏も昭和33年(1958)刊行の『神奈川縣大観3 鎌倉・三浦・湘南』ではこれを受け、「宇都宮辻幕府 八幡宮源平池のうち若宮小路、宝戒寺前より鉄の井に東西にはしる道路を隔てゝ南、西は若宮大路、東は小町小 路の挟む狭長な地域の南半は第二次幕府地、即ち宇都宮辻幕府の地で、その北半の地は若宮大路幕府すなわち第 若宮大路幕府への移転に当たって区域が拡大したような記述になっており、「若宮小路幕府の規模とその形態は (中略)これを要約すれば、西、若宮大路、東、小町小路、北、若宮小路、南、宇都宮辻に囲まれたる地域に築土 を以て一郭となし、前記四方に出づる四門を有し、その中に将軍の第館としての建物と、一国の政庁としての営 造物があった。」
^{註8}と述べている。

こうした従来の研究に対し、昭和 34 年(1959)、高柳光寿氏は『鎌倉市史 総説編』で将軍御所を鶴岡八幡宮と の間に北条氏亭宅を挟む若宮大路の西側に面した区画と考え、宇津宮辻子幕府と若宮大路幕府は同じ区画の中に あったと想定した^{註9}。しかしこの中で伊賀朝行邸から新御所の乾の隅までの距離、東西 256 丈 5 尺、南北 61 丈を 東西 56 丈 5 尺南北 61 丈の誤記と考え、御所敷地の規模として東を小町大路、西を若宮大路、南を宇津宮辻子に 囲まれる範囲と想定し地図に表した。この考えが誤りであることは昭和38年に須藤博史・貫達人氏が「宇都宮幕 府の位置について」 註10 で指摘されている。 宇津宮辻子幕府のこの移転については昭和 60 年(1985)に貫達人氏が 『NHK市民大学 中世都市・鎌倉』 ^{註11} で大森金五郎氏の所説の誤りと高柳光寿氏の所説の意義を述べておられ る。また平成2年(1990)刊行の『鎌倉市史 近世通史編』「第二章 古代・中世の鎌倉 第二節 鎌倉幕府の変遷」 では「嘉禎二年四月、若宮大路に御所を営み、八月竣功して頼経は泰時の邸からこれに移った。この、所謂若宮 大路幕府について、従来は敷地も移ったと考えられていたが、高柳光寿の考証によって同一敷地内における建物 の位置の移動と考えられるに至った(『市史 総説』一六九~一七一頁)。この考証は鎌倉の史跡についての画期 的なものであるが、高柳は『吾妻鏡』嘉禄元年──月二○日の条にある、当時の御所の御寝所より、彼の地、宇 津宮辻子の現場の丈尺を正した東西二五六丈、南北六一丈の数字を敷地の丈尺と考え、二○○についていろいろ のべて、誤写ではないかとまでいっているが、これは千慮の一失であった(『市史 総説』一七一・一七二頁)。 頼経はこの一○月二八日に御所新築のため仮住居として、伊賀朝行の大御堂前の家に移って、ここを本所とした。 丈尺を計ったのは、この寝所から若宮大路の工事現場がどのような方角に当たるかを決めるためであって、正方 西や乾の方角でないことをたしかめたのである。当時は本所から天一太白の方向での工事は憚るべきであるとい われ、正方西と乾の方角がそれにあたっていたのである。」と指摘・解説している^{註12}。

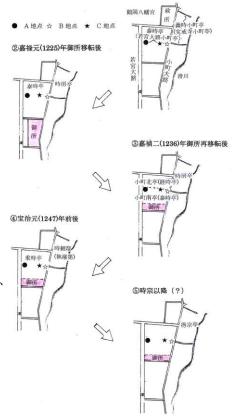
その後、平成4年(1992)に松尾剛次氏は「武家の『首都』鎌倉の成立」^{註13}で『鎌倉市史 総説編』を批判し、若宮大路の小町口から鶴岡八幡宮までの間の東側の区域をほぼ三等分して小町口の東西道路を宇津宮辻子とし、それ以北の三等分した最南部の区画を宇都宮辻子御所として中央部を若宮大路御所とし、大森金五郎氏の幕府三箇所説に戻ってしまった。しかも、同時期に発表した「宇都宮辻子御所考 —都市鎌倉論補考—」では「宇都宮辻子御所の北西隅は若宮大路に接しておらず」との見解を示し、正南北を方位軸として、若宮大路幕府の南側に

若宮大路に西側を接しない位置に宇都宮辻子幕府を想定した^{註 14}。しかし、松尾氏が想定した伊賀朝行の館の位置は一部発掘調査が行われているものの、中世の遺構は希薄で13世紀前半から中頃の小規模の溝と井戸と思われる土壙が確認されたのみであった^{註 15}。また南方の推定地は河川が敷地中央に走り館の想定地としては不適当である。川東岸の発掘調査では中世の遺構面は削平されて存在しなかった^{註 16}。いずれも河川による削平である。さらに小町口を宇津宮辻子とした大三輪龍彦氏の論を受けているのも不適切である。近年の発掘調査では小町口東側に鎌倉時代まで遡る道は確認されていない^{註 17}。



図 2 秋山哲夫による幕府跡地の推定図(「都市鎌倉における北条氏の邸と寺院」の挿図を現在の地図に復元) ① ⑩ (株元(1213)年頃

※図3は、『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書』33 「北条小町邸跡(No.282)雪ノ下一丁目403番地点」について、秋山論文2010の挿図を改変したものをさらに改変したものである(★C 地点)



以上みてきたように、宇津宮辻子幕府・若宮大路幕府とも、その位置については地元の伝承というより、吾妻鏡の記事によってその位置が推定されてきたのであり、各幕府の位置論は近代以降における研究の成果である。その所在地の推定に当たっては正しく研究史を継承する必要があり、論点の矛盾するところは正していかねばならない。また、近年の発掘調査成果の蓄積は膨大であるが、その資料や成果を読み解いていく必要がある。発掘成果と文献資料相互を矛盾なく読み解く努力が求められている。さらに、地元の伝承が必ずしも対象とする土地を伝えている訳ではないことも確認しておく必要がある。

- 註1 『吾妻鏡』文応元年四月二十六日条には将軍の居所が幕府であると記されているので、方違いの場所や旅行先などを除外して、鎌倉幕府首長としての将軍が自ら所有し、その政治活動の拠点となった御所を特定するため、従来の慣例的な表現に従ってこのような表記とした。
- 註 2 神奈川県図書館協会郷土資料編纂委員会編 『神奈川県郷土資料集成第十二輯 神奈川県皇国地誌相模国鎌倉郡村誌』 神奈川県図書館協会 1991 年 1 月
- 註3 山名留三郎『鎌倉舊蹟地誌』 冨山房書店 1894年6月 1977年1月村田書店より復刻
- 註 4 大森金五郎『かまくら』 吉川弘文館 1924年7月初版、1932年5月第11版発行 139~144頁
- 註5『新編相模風土記』相武史料刊行會編・刊 1930年3月
- 註6 註4 前掲書310~311 頁
- 註7 石野 瑛『神奈川縣大観3 鎌倉・三浦・湘南』 武相学園 1958年4月 136頁
- 註8 石野 瑛 前掲書 75 頁
- 註 9 高柳光寿『鎌倉市史 総説編』吉川弘文館 1959年10月
- 註 10 須藤博史・貫達人「宇都宮辻子幕府の位置について」『鎌倉』第 11 号 鎌倉文化研究会 1963 年 12 月
- 註 11 貫 達人「六、幕府の盛衰」『NHK市民大学 中世都市・鎌倉』 日本放送出版協会 1985年1月 66~68 頁
- 註 12 「第二章 古代・中世の鎌倉 第二節 鎌倉幕府の変遷」『鎌倉市史 近世通史編』鎌倉市史編さん委員会編 吉川弘文館 1990 年 3 月 59・60 頁
- 註13 松尾剛次「武家の『首都』鎌倉の成立」『都と鄙の中世史』石井進編 1992年3月 所収
- 註 14 松尾剛次「宇都宮辻子御所考 一都市鎌倉論補考—」『山形大学史学論集』第十二号 1992年2月
- 註 15 鎌倉市教育委員会「田楽辻子周辺遺跡 浄明寺一丁目 556 番外地点」『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 28』(第 1 分冊)横小路周辺遺跡(No. 259)2012 年 3 月
- 註 16 鎌倉市教育委員会「田楽辻子周辺遺跡 雪ノ下五丁目 555 番 1 地点」『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 22』(第 1 分冊)横小路周辺遺跡(No. 259) 2006 年 3 月
- 註 17 齋藤建設 三橋 勝「若宮大路周辺遺跡群の調査 (鎌倉市小町一丁目)319番1外4筆地点」『第28回 鎌倉市遺跡調査・研究発表会 発表要旨』2018年8月 NPO法人鎌倉考古学研究所
 - 小町二丁目 345 番-2 地点遺跡発掘調査団『小町二丁目 345 番-2 地点遺跡』1985 年 3 月
- 註 18 秋山哲雄「御所と北条氏亭」『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 12 平成7年度 発掘調査報告書(第2分冊)』「北条 小町邸跡(泰時・時頼邸跡)(No. 282) 雪ノ下一丁目377番7地点」 鎌倉市教育委員会 1995年3月 所収
- 註 19 秋山哲雄「都市鎌倉における北条氏の邸宅と寺院」『史学雑誌』第 106 編第 9 号 1997 年
- 註 20 秋山哲雄『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館 2006 年 12 月 25~54 頁。御所の変遷を示した「小町周辺概念図」は 23 頁所収。後『都市鎌倉の中世史 吾妻鏡の舞台と主役たち』 2010 年 8 月にも所収。
- 註 21 馬淵和雄「嘉禄元年と嘉禎二年の御所移転について」『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 26 平成 21 年度発掘調査報告 (第1分冊) 「北条小町邸跡」』所収 2010年3月

3. 宇津宮辻子への御所移転に関する『吾妻鏡』の記事とその解釈

大倉にあった若君三寅の御所は若宮大路の東頬に移されることが論議された。『吾妻鏡』嘉禄元年十月三日条に「相州・武州御所に参りたまふ。當御所を宇津宮辻子に移されるべきの由、其沙汰あり。また若宮大路の東頬に建てられるべきかの旨同じく群儀に及ぶと云々」とあり、翌四日に武州、相州は人々を引き連れて宇津宮辻子と若宮大路を巡検して丈尺を打ち、旧御所は破却されることとなった。この丈尺を打つ記事「相州。武州相具人々而。宇津宮辻子幷若宮大路等。令巡検。而始被打丈尺」に続いて十三日には二十三日から御所造営の木作りや礎石を据える事などの日時が披露されたが、二十日になって再度御所の地の事で沙汰があり、陰陽師などが召し集められた。同日条には「國道朝臣申して云わく、御所を他所に引き移さるべきの由、常道朝臣勘申しをはんぬ。(中略)珍譽法眼申して云わく、法華堂前の御地、然るべからざるの處なり。西方に岳あり。その上右幕下の御庿を安

んず。その親の墓高くしてその下に居らば、子孫これ無きの由、本文に見ゆ。幕下御子孫御坐さざる、たちまちに符合せしむるか。若宮大路は四神相應の勝地といひつべきなり。西は大道南行し、東は河あり、北は鶴岳あり。南は海水を湛へ、池沼に准ずべしと云々。これによって、この地を用ゐらるべきの旨、治定しをはんぬ。ただし東西の事は御占に聞しめさる。西方最も吉たるべきの由、面々これを申す。信賢一人これに同じ申さず。東西共に不吉なりと云々。」とあり、常道朝臣が御所を他所に引き移されるよう勘申したという。

この場合當御所は三寅が承久元年(1219)七月十九日、大倉にあった北条義時の館に入御し、以後三寅の御所となった大倉北条義時邸であろう^{誰1}。その移転先候補が「若宮大路東頬・宇津宮辻子」と「法華堂下の地」となる。

この御所の移転問題は、三寅後見であった北条政子亡き後^{並 2}、三寅を成人(元服)させて鎌倉将軍家当主の地位につかせ、関東の支配体制を継続するために必要となった事柄である。元服前の三寅は乳父である北条義時の大蔵館で養育されていたため、元服に際して自分の家が必要になったのである。このため新しい御所をどこに建設するかが問題になり、前記のような議論が行われたと理解される。

源氏三代の大倉御所は江戸時代には法華堂の南側に比定されていたが、『吾妻鏡』には(大倉御所の)西方にある岳の上に源頼朝の墓があり「御庿」と述べられており、「頼朝墓」を「御廟(所)」としている(『鎌倉名所記』・『鎌倉名跡志』)から、江戸時代の大倉幕府比定地は『吾妻鏡』の記事(やこの認識)と矛盾する。筆者はすでに考古学的見地と方位の検討から現在の比定地の東側に推定地を求めたが、この記事については御所推定の前提であるからあえて触れなかった。しかし、以後の反応^{註3}を見ると『吾妻鏡』のこの記事を読んでおられない方々が多いようであるから指摘しておく。

二十七日にも國道朝臣が天變が多いため御所移転を延引するよう申し入れたため、占いが行われ、今年行うべきとの占いが大勢であったが、重宗は今明年とも然るべからざると占った。これに対し晴賢は「造内裏以下の作事、天變憚らざるの上、明年若君御年九、御造作あるべからざるの御年なり。早く今年成風の功を始められるべし」と申し述べたとあり、多数意見が用いられたことがわかる。繰り返しになるが、この事からも新御所は「若宮大路の東側の土地の西側を用いること」とされたと考えられる。翌二十八日には「御作事今年中に遂げられるべきの由」が決定され、その夕方「若君、伊賀四郎左衛門尉朝行の大御堂前の家に渡御す。(中略)これ御所を破却せられるべきの間、御本所となすなり。」とある。二十九日には御所が壊され始められて、翌三十日には伊賀

四郎左衛門尉朝行が奉行して(新)御所の地において大土公祭が執り行われた。この二十九日条にある御所は勿論、 北条義時の大蔵邸内にあった三寅の御所である。

翌月七日に木作始、翌八日に地引祭があり、十五日になって御作事が天一・太白・土公遊行の方等に憚りがあるのではとの陰陽師國道朝臣の意見があったので、二十日に測量が行われたのである。

- 註1 『吾妻鏡』承久元年七月大十九日条「今日午の剋、鎌倉に入り、右京權大夫義時朝臣の大蔵の亭郭内の南の方に、この間 新造の屋を構ふに著く。」
- 註2 『吾妻鏡』嘉禄元年七月小十一日条
- 註3 松葉 崇「都市空間の変遷とその背景」『月刊考古学ジャーナル No. 716 特集 中世鎌倉の考古学的風景』 馬淵和雄「大倉幕府考」『鎌倉』第128・129 合併号 鎌倉文化研究会 2020 年9月
- 註4 高柳光寿「七 覇都鎌倉の成立」『鎌倉市史総説編』前掲書 70 頁

4. 宇津宮辻子幕府の乾の維(隅)の遺構の考え方について

同年十一月二十日、武州亭において御所造営の事について方位の憚りがあるか否かの検討が行われ、「今日より西は天一遊行の方なり。如何様にすべきや、計らい申すべきの旨」指示があった。これについて大膳亮泰貞が「寝殿のほか、當時の御犯土に過ぐべからず。しからば憚りあるべからず」と申し上げたので、「これに就きておのおの行き向ひ、正方を糺すべきの由仰せ下さる。よって基綱、陰陽師等と相共に生き向かひて丈尺を正すのところ、當時の御所御寝所よりかの御地の乾の維に至るまで、東西二百五十六丈五尺、南北六十一丈なり。正方西ならびに乾方に相當らず。換算せずといへども庚方の分か。両方に當らざるの由、おのおの歸参せしめてこれを申す。」とある。すでに指摘したように方位における若宮大路軸線は虚構であるから、地図上では正南北で計測すればよいことになる。そこで若宮大路に面した遺構で敷地の乾の隅に当たる場所を特定して計測すれば当時の御所(伊賀四郎左衛門尉朝行邸)が判明することとなる。

御所の外郭を区画する施設は「築地」であるが、『吾妻鏡』に御所の「築地」が登場するのは貞応二年(1223) 正月二十日条「今日、源進士實親奉行として、奥州、人々に仰せ合わせらるるの事あり。これ若君の御亭の西方の地すこぶる狭し。西大路を庭に入れられ、築地を構うべしと云々。」とある。これは大倉御所の東にあった藤原三寅の御所である。条文からすると、西方以外も築地であった可能性があろう。御所移転以降については嘉禎二年(1236)五月二十四日条が初見で、「新造の御所の築地、七月中に修功すべきの旨、これを定めらる」とある若宮大路御所の築地である。

三寅は元服直後の嘉禄二年(1225)一月二十七日の叙爵で正五位下、右近衛権少将、征夷大将軍に任じられ三月

十二日には禁色を許され、二十五日には従四位上、右近衛中将、四月八日に 正四位下に任じられており、九条道家の息の御所として京の制度にならった ものが造られたことと推察されるから、三寅の御所は外周には築地が巡らさ れたと考えることが適当であろう。『延喜式』「京程」では築地の中心が条 坊制の区画基準線となっていることから、「かの御地の乾の維」は考古学的 遺構としては築地の北西の角がそれにあたると考えられる。

5. 築地について

それでは京における住宅の築地はどのようなものであろうか。住宅に用いられる築地について、川本重雄氏は次の通り述べている。 ^{註1}

「塀《上土の塀》道と宅地を画する塀は土を固めて造った築地塀、屋根は板を葺き土を載せた上土と呼ばれる形式である。『年中行事絵巻』別本巻三



図 4 「安楽花」(部分) 国立国会 図書館デジタルアーカイブ (インターネット公開 〔保護期間満了〕)

『安楽花』(図 4) などに描かれている塀の崩れた状況を見ると、築地塀の中心に柱を立て、板を横に渡し、その板を芯にして土を塗り固めていることがわかる。寺院建築などの築地では木枠を組んで、その中に土を入れ、下から順に突き固めていく版築の工法がとられるが、住宅の場合には、より簡便なこうした工法で塀は築かれたようである。また、今では築地塀というと一般に瓦葺きを連想するが、同じ『年中行事絵巻』に描かれる後白河院御所法住寺殿や摂関家の住宅東三条殿でさえ、築地塀は瓦葺でなく上土である。瓦は内裏や寺院の築地に用いられるだけで、中世までの貴族住宅ではこの上土の築地塀しかなかった。(中略) なお、『日本記略』長元三年(1030)四月二十三日条には『また、六位以下の築垣ならびに檜皮葺の宅停止すべし。』と記されており、原則的には五位以上の人々の屋敷にしか築地は築けなかったようである。」

以上の内容を発掘調査で確認される遺構で考えると、梁方向では中心に柱穴があり、その両側に築地の幅員を示す幅で盛り土がみられる事になる。棟方向では盛り土を貫通する柱穴列が存在し、柱穴を連結するように材の痕跡が確認されよう。柱穴が布掘りとなっている可能性もあろう。塗り固めた土が削平されている場合は土地区画を示す区画溝の内側に柱穴列だけが確認されることになろう。以上のような遺構を築地の遺構と考え、考察を加えていくのが適切と考えられる。ただし、版築による築造で上土を行ったものも考慮せねばならないであろう。こうした場合、版築下に柱穴列を伴わない土塁として検出される可能性があり、又削平されれば遺構が残らない可能性もある。政所跡^{註2}や今小路西遺跡(御成小学校内)北谷と南谷を区画する土塁^{註3}はこうしたものであるかもしれない。

- 註1 川本重雄「1貴族住宅 1外縁部を 構成する建物 塀」『絵巻物の建築 を読む』1996年11月 小泉和子・ 玉井哲雄・黒田日出男編 東京大学 出版会
- 註2 手塚直樹ほか『政所跡』 政所跡発 掘調査団 1991年 手塚直樹ほか「政所跡 雪ノ下三丁 目 988 番地点」『鎌倉市埋蔵文化財 緊急調査報告書9』 鎌倉市教育委 員会 1993年3月
- 註3 今小路西遺跡発掘調查団『神奈川県 鎌倉市 今小路西遺跡(御成小学校 内)発掘調査報告書』 鎌倉市教育 委員会 1990年1月

6. 若宮大路東側の区画遺構

鎌倉では若宮大路に沿った区画 の発掘調査が多く行われている。そ こでを「若宮大路の東側の土地の西 側」での発掘調査で若宮大路と並行 した土地区画と東西方向の区画と の交点、すなわち若宮大路側溝の東 側にある側溝と並行した柱穴列が 東方向に曲がった角を見つければ よいことになる。ここが築地の乾 (北西)の隅であり、「かの御地の乾

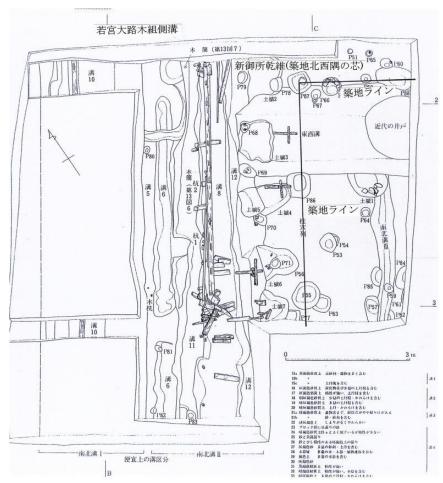


図5 「北条小町邸跡」雪ノ下一丁目371番1地点遺構図

(註1 『北条泰時・時頼邸跡 雪ノ下一丁目 371 番―1 地点発掘調査報告書』より)

の維」の候補地となる。

そのような遺構は一か所しか検出されていない。1984年に青山学院大学教授を調査団長として発掘調査が行わ れた『北条泰時・時頼邸跡』鎌倉市雪ノ下一丁目 371 番 1 地点(以下 A 地点という)である^{註 1}。若宮大路側溝から 初めてその築造にかかわる木簡が出土したことからも著名な遺跡である

註2。ここでは中世で二面の遺構面が確認 されているが、第Ⅰ面は削平が激しく、明確な遺構は確認できず、年代も特定できなかったが、第Ⅱ面で取り上 げられているのが「柱穴 55・86・87・88」である(図 5)。「55・86・87 はほぼ同規模で、溝に並行して南北に並 んでおり、掘立柱建物の一部である可能性が考えられるのでここに抽出しておいた。また88は規模はやや異なる が、位置からみて無視できないため、とりあえず図に含めた。55・86・87 の方位は N-33° —E である。55—径 68 cmの不整円形。底面の高さ 7.44m。86—溝に平行した長軸を持つ。長辺 63 cmの隅丸方形で、底面の高さ 7.51m。 87--対角線を東西又は南北方向に持つ長辺 53 cmの隅丸方形で、底辺の高さ 7.45m。礎石らしい一辺 20 cmの角礫が あるが、底面から 10 cm余り浮き上がっており、元の位置には留まっていないと思われる。東西溝と重複するが、 この柱穴のほうが新しい。88-主軸を溝と直交方向に持つ。長さ約 85 cmの長楕円形。断面は擂鉢状を呈し、底面 の深さは 7.6m。この柱穴も溝より新しい。」と報告されている。また東西方向の溝も確認されており、「東西溝 若宮大路と直交方向に走行しており、南北溝Ⅱ・柱穴列などに切られている。切り合い関係と覆土からみて、本 調査地点の全遺構中最も古いものである。幅約 2.4m、断面は整った逆台形状を呈する。深さは第Ⅱ面から 1m前 後程あり、底面の標高は 7.02m(東壁際)~6.94m(南北溝Ⅱとの接点付近)である。覆土は概ね中世基盤層の黒 褐色粘質土塊を多く含む黒褐色土で、先述の如く、南北溝Ⅲと共通しているが、底面近くでは暗青灰色を呈する。 出土のかわらけからみて、該址は13世紀前半までさかのぼらせることができる。また、西端が南北溝のどれかに 流れ込んでいることは確実であるが、後代の溝に接点部分を切り取られているため、明らかにはできなかった。」 と報告されている。この遺跡に小町大路側で対応すると考えられるのが、「北条小町邸跡 雪ノ下一丁目 401番5 ほか地点」(以下B地点という)の発掘調査成果^{註3}である。ここでは 5 時期の東西方向の溝が確認されており、 その年代は13世紀前半~14世紀前半とされている。溝の規模は最も北側に位置し、13世紀前半とされる東西溝5 が掘方 3m (推定、最大幅 3.82m)、木枠 2m前後(推定)、深さ(最大)約 127 cmと報告されており、溝 4 は本址の改 修と推測している。東西溝 5 の北側に接するように柱穴列 7 があり、東西 5 間以上で平均柱間距離 0.93mと報告 されている。この柱穴列の性格は「溝脇に設けられた、たとえば築地のような施設を想定しても良いのではない だろうか」としている。溝5の北側約1.5m、溝底面の北側根太(溝4根太)から約2.7mに柱穴列6が存在する。 検出されたのは東西 4 間で平均柱間距離 1.38mである。「東西溝に沿うように、北岸に並ぶ。東側 4 穴に柱根部 の落ち窪みが残る。位置と柱間距離の短さから判断して、溝脇に設けられた柵列と推測」されている。しかしこ の溝 5 と柱穴列 6・7 の解釈は誤りであろう。A地点や若宮大路西側の「北条時房・顕時邸跡」 註4 では若宮大路木 組み側溝の根太から前者では 1.1~1.95mで、後者では 1.5mの所に木組み溝の倒壊を防ぐための地中梁が確認さ れているから、これは築地の遺構ではなく、この地中梁の遺構であろう。そうすると柱穴 6 が築地の柱穴列とな ろう。東西溝は5~3までは同一場所で改修されており、上層3群遺構全図では東西溝3の北側に沿って東西溝4 の根太位置から北に 1.5mの位置に柱穴列 4、約 2.6mの位置に柱穴列 3 が東西溝と並行して検出されている。柱 穴列4は重複がみられるから2時期の遺構と考えられ、東西溝3と4に係るものと推定される。柱穴列3が溝の 地中梁、柱穴列4が築地の柱穴列と考えられる。

この二つの遺跡の中間に存在する「北条小町邸跡(No. 282) 雪ノ下一丁目 403 番 14 地点」(以下 C 地点という) の調査では下層遺構の II 期の遺構は検出された東西溝と東西柱穴列の方位が N-62° -W であり、若宮大路の軸線と直交する。ここでは B 地点の東西柱穴列・東西木枠溝の延長が存在すると考えられる地点であるが、B 地点の柱穴列 6・溝 5 とは並行関係にあると思われるが、筆者が遺構の方向を図上で確認したところ、約 2m南に位置し、

柱穴間の距離も B 地点では 140 cm、C 地点では 105 cmと異なる。C 地点では B 地点で確認された木組み溝も確認されておらず、B・C 地点間に B 地点の木組溝に対応する南北方向の区画があると考えられ、土地区画の状況が異なると考えられる(図 6)。(図 6 は 『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 33 平成 28 年度 第 2 分冊』所収「北条小町邸跡(№ 282) 雪ノ下一丁目 403 番 14 地点」の挿図に加筆)

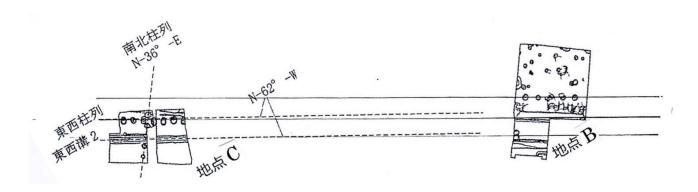


図6B・C地点の柱穴列と溝の関係

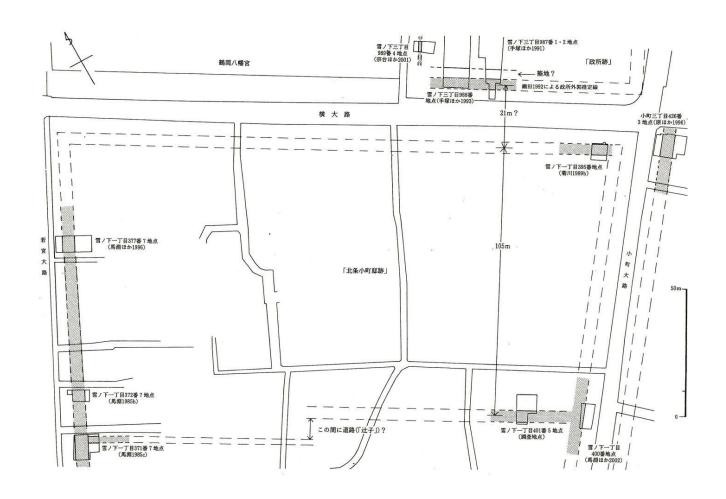


図7 北条小町邸周辺の溝・道路の推定図

(註3『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書19平成14年度発掘調査報告』より)

A 地点では屋敷を区画する側溝木枠根太から築地中心まで約2.7m(9尺)と非常に広いが、B 地点の柱穴列6と 溝4北側根太の距離は2.7mであったから、この数値は一致する。築地の基底幅は高さをどの程度にするかにもよるであろうが、絵画資料と比べてみると『蒙古襲来絵詞』(安達泰盛邸)では築地と木組み側溝の間の犬走が非常に狭く(2尺位であろうか)、『年中行事絵巻』(「安楽花」)では築地が崩れている部分と崩れていない部分のスケール感が異なる。築地下に地中梁が存在すると側溝の修理には築地を壊す必要が出てきてしまう。それは不合理なので犬走の幅は絵画特有のデフォルメと考えておく。

A 地点の「東西溝」と「柱穴 55・86・87・88」は屋敷の区画溝とそれに付随する築地の柱穴列と考えられるが、「東西溝」が古く、東西溝から出土したてづくねかわらけは筆者が見る限り宗臺編年 $^{\pm 5}$ の第 $^{\rm III}$ 期に相当するものと考えられる。その年代は 12 世紀末~13 世紀第 1 四半期とされているから、御所移転以前の遺構と考えることができよう。或いは御所移転に先立って埋められた遺構と解釈することもできようか。C 地点では下層 I 期の遺構も同様に考えられている。いずれにしても本論の考察の対象とする必要はない。B 地点の発掘調査成果では $A \cdot B$ 遺跡間に築地と溝で区画される道路が存在することが推定されているが(図 7)、C 地点の成果では木組溝を伴うような道路は想定できなくなった。しかし $B \cdot C$ 地点と A 地点の東西柱穴列の間に帯状の広い空間が想定できることには変わりはない。 $B \cdot C$ 地点を結ぶ線の北側は北条氏小町邸と考えられるから、A 地点の柱穴列北西角が御所の北西隅であろう。

- 註1 北条泰時・時頼邸跡発掘調査団編『北条泰時・時頼邸跡 雪ノ下一丁目 371 番―1 地点発掘調査報告書』1985 年 8 月 鎌倉市教育委員会
- 註2 馬淵和夫「中世鎌倉若宮大路側溝出土の木簡」『日本歴史』第439 号 吉川弘文館 1984年12月 ほか
- 註3 馬淵和夫・鍛冶屋勝二「北条小町邸跡(鎌倉市 No. 282)雪ノ下一丁目 401番5ほか地点」『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書19 平成14年度発掘調査報告』2003年3月 鎌倉市教育委員会
- 註4 博通『北条時房・顕時邸跡(№278)発掘調査報告書─雪ノ下一丁目 265 番2 地点』2020 年3 月 北条時房・顕時邸跡発掘調査団/東国歴史考古学研究所『北条時房・顕時邸跡 雪ノ下一丁目 265 番3 地点 中世都市鎌 倉中心域の調査』1999 年6 月
- 註 5 宗臺秀明「鎌倉出土かわらけの系譜と編年 ―東国社会の変質と中世の成立(前):研究史と用語の定義」『鶴見大学紀要 第 4 部 人文・社会・自然編』第 55 号 鶴見大学 2018 年 2 月
 - 宗臺秀明「鎌倉出土かわらけの系譜と編年 ―東国社会の変質と中世の成立(後):かわらけの編年と中世社会」『鶴見大学紀要第4部 人文・社会・自然編』第56号 鶴見大学 2019年3月

7. 勝長寿院前の鎌倉殿御所の地

A地点とした『北条泰時・時頼邸跡』鎌倉市雪ノ下一丁目 371 番 1 地点の柱穴列北西隅を『吾妻鏡』嘉禄元年(1225) 十月二十日条にある新御所築地北西隅とし、當御所(伊賀朝行邸)寝所までの距離、東西二百五十六丈五尺、南北六十一丈を示したのが図 8 である。この図によれば當御所(伊賀朝行邸)寝所の示すこの地の道路南側に接して発掘されたのが「大蔵幕府周辺遺跡(二階堂字 38 番 2 地点)」 註1 であり、當御所寝殿の比定地は当該遺跡で発見された大型礎石建物の北側の一画となろう。当該遺跡は未だ本報告がなされていないためこれ以上の検討ができないが、この地は筆者が大倉御所とした地である 註2。この地がなぜ伊賀朝行邸とされたかは記録がないのでわからないが、北条氏の外戚として旧御所を預かっていたのではないであろうか。そうであれば、三寅は元服に先立ち、源氏三代・尼将軍御所であった大倉御所(幕府)を自らの御所としていた訳である。これは三寅が成人するにあたり、源頼朝以来の鎌倉将軍家の地位を継承する為の重要な行為であったと考えられ、十二月二十日、ここから白昼新御所に移徒した事はその披露註3であったろう。

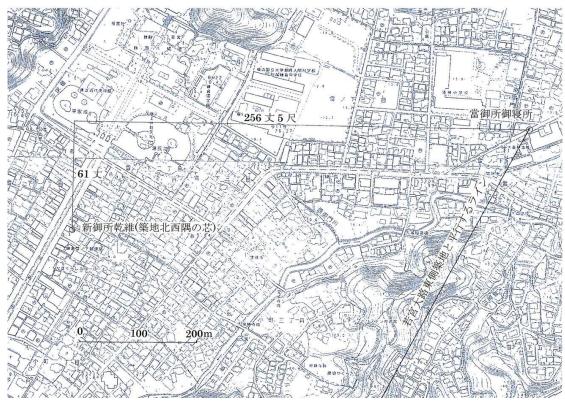


図8新御所築地北西隅と當御所(伊賀朝行邸)寝所の関係図

- 註 1 斎木秀雄「大倉幕府周辺遺跡の調査」『第 22 回 鎌倉遺跡調査・研究発表会 発表要旨』2012 年 8 月 特定非営利活動 法人鎌倉考古学研究所
 - 鎌倉かわらけ研究会編「3. 大倉幕府周辺遺跡の調査概要」『鎌倉かわらけの再検討 ―大倉幕府周辺遺跡の一括資料の分析から―』2016年3月
- 註2 玉林美男「方位から見た大倉御所(試論)」『かまくら考古』第37号 2018年6月 NPO法人鎌倉考古学研究所 玉林美男「鎌倉における『吾妻鏡』に記された陰陽師等の方位表記とその位置について(2)」『鎌倉市教育委員会文化財部 調査研究紀要 第2号』2020年3月 鎌倉市教育委員会
- 註3『吾妻鏡』嘉禄元年十二月二十日条には御移徒の議について「また先例この事皆夜儀足り。今度武州計ひ申したまふによって白晝なり。殊に思しめすところありと云々」とある。

8. まとめ

本稿では宇津宮辻子・若宮大路幕府と称される鎌倉時代中期以降の幕府所在地について研究史・記録を検討し、『吾妻鏡』の御所移転の記事の検討から新御所は若宮大路に面しているとの意見に従った。さらに宇津宮辻子・若宮大路幕府と大蔵幕府の跡について、考古学的調査の成果をもとに『吾妻鏡』に記された幕府移転の記事を読み解き、その位置を特定した。すなわち嘉禄元年十月二十日の記事における新御所の地の乾の維を御所の築地の角と考え、それが考古学的には柱穴列が折れ曲る地点と考えた。発掘調査の成果から『北条泰時・時頼邸跡』鎌倉市雪ノ下一丁目 371 番 1 地点の若宮大路側溝木組み溝に並行する柱穴列が東に直角に折れ曲がる角を新御所の乾の隅とし、そこから正南北で『吾妻鏡』同日の記事に従い距離を測ったところその位置は筆者が大倉幕府跡とした場所であった。この事から藤原三寅は源氏将軍家の御所から自らの新御所に移徒したことが分かり、この移徒がわざわざ白昼に行われたことは、源氏将軍家から藤原三寅に鎌倉将軍家が移行する事を周知するためのセレモニーであったと推測される。併せて宇津宮辻子幕府と若宮幕府とはほぼ同じ区画であったことが分かり、『鎌倉市史 総説編』における高柳氏の説が正しかったことが確認された。新御所の規模は今回検討の対象としなかったが、当面南側は宇津宮稲荷付近としておきたい。